第四十五号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

記

（建築基準法第85条第３項、第５項若しくは第６項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の２の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の２の３第２項の規定により特定行政庁が定める規模）

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

---

【１．地名地番】～【９．建築面積】　（略）

---

【10．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）
【ル．住宅の部分】　（略）
【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略）
【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）

---

【11．建築物の数】～【15．備考】　（略）

---

（注意）
１・２　（略）
３．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
⑭　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

第四十五号様式（第十条の四関係）（Ａ４）

記

（建築基準法第85条第３項若しくは第５項の規定により特定行政庁が定める期間、同法第92条の２の規定により許可に付す条件又は建築基準法施行令第130条の２の３第２項の規定により特定行政庁が定める規模）

第四十八号様式（第十条の四の二関係）（Ａ４）

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

---

【１．地名地番】～【９．建築面積】　（略）

---

【10．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
（新設）
【ヌ．住宅の部分】　（略）
【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）

---

【11．建築物の数】～【15．備考】　（略）

---

（注意）
１・２　（略）
３．第二面関係
①～⑫　（略）
⑬　10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
⑭　住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。